

令和5年度 地域生活支援拠点等の運用状況

資料5

1 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう居住支援を行う機能を持つ場所や体制を整備するもの。

2 地域生活支援拠点等の機能

①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

3 千葉市における整備方針

基幹相談支援センターを核として、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークにより支援体制（面的な体制）を整備する。

機能名	機能の内容	千葉市における主な取組	R 5 実績	市担当者及び拠点コーディネーターによる評価
①相談	拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談支援を行う機能	(1) 基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、基幹相談支援センターの総合相談により緊急時の支援が見込めない世帯を把握。 (2) 基幹相談支援センターにて緊急時には24時間365日相談支援を実施。 (3) 多くの計画相談支援事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。	(1) 拠点コーディネーター9名（各区1名以上） <ul style="list-style-type: none">毎月拠点コーディネーター会議実施重心医療的ケアのある方の実態調査を行い、サービスにつながっていない方で基幹相談支援センターへの情報提供に承諾を頂いている方には連絡を取り、基幹相談支援センターにて医療的ケアのある方の相談ができることを伝えた。 (2) 閉所時(月～土17時～9時、日・祝日)の相談支援件数 2,356件 (3) 拠点登録体制整備活動 <ul style="list-style-type: none">相談支援事業所意見交換会において、計画相談支援事業所が介護者の緊急時に備えることができるよう、拠点コーディネーターが作成したチラシ等を用いて拠点利用を働きかけた。 【拠点登録事業所数】<ul style="list-style-type: none">計画相談支援 19事業所	・毎月実施した拠点コーディネーター会議において緊急時の対応にならないような予防的な対応に重点を当てて協議し、実践できた。
②緊急時の受入・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	(1) 基幹相談支援センターや相談支援事業所において緊急時のサービスの利用調整を実施。 (2) 多くの短期入所事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。 (3) 緊急時の対応、虐待対応について6区高齢障害支援課障害支援班、障害福祉サービス課、基幹相談支援センターで協議。	(1) 基幹相談支援センターの対応等 <ul style="list-style-type: none">緊急訪問支援 42件／緊急一時保護 20件医療的ケアのある方が利用可能な短期入所先を医療的ケア児等コーディネーターが把握 (2) 拠点登録体制整備 <ul style="list-style-type: none">地域生活支援拠点の登録事業所との勉強会を実施し、緊急時の対応の課題をまとめた。 (3) 関係機関打ち合わせ（5月17日） 【拠点登録事業所数】 <ul style="list-style-type: none">短期入所 10事業所	・事業所のマーリングリストを作成することで、区を超えた協力体制の構築と一時預かりの場について把握することができ、緊急時の支援体制の整備につながった。
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	(1) 計画相談支援事業所等に向けて、介護者の緊急時のための体験利用について啓発。 (2) 基幹相談支援センターが、精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画。 (3) 多くの地域移行支援事業所や日中活動系サービス事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。	(1) 体験利用の啓発 <ul style="list-style-type: none">拠点コーディネーターが体験利用キャンペーンを企画し、計画相談支援事業所に対し、利用者に体験利用の促しを行うよう周知を行った。（キャンペーン2回開催・計20名参加） ※体験利用キャンペーンの申込後、グループホームや短期入所事業所が登録しているマーリングリストを利用してマッチングキャリアセンター在職者交流会で、地域生活支援拠点等の勉強会を実施（9月10日・80名参加）。 (2) 基幹相談支援センターが参加した千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の啓発活動 <ul style="list-style-type: none">中央区（11月25日）・花見川区（10月28日）・稻毛区（1月27日）若葉区（2月3日）・緑区（9月30日）・美浜区（12月9日） (3) 拠点登録体制整備 <ul style="list-style-type: none">登録事業所向け意見交換会を行った。 【拠点登録事業所数】<ul style="list-style-type: none">地域移行支援所 3事業所日中活動系サービス 14事業所 【マーリングリスト登録事業所数：60事業所】	・体験の場や機会について啓発を行うことで、介護者や事業所が緊急時に備える機会の提供を行うことができ、緊急時を緊急時にしない体制づくりの推進につながっている。

機能名	機能の内容	千葉市における主な取組	R 5 実績	市担当者及び拠点コーディネーターによる評価
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	(1)医療的ケア児等支援部会において支援体制の検討や研修を実施。 (2)行動障害を考える会において支援体制の検討や研修を実施。 (3)高齢化した障害者や、高齢者と障害者の世帯への支援のため、あんしんケアセンターと連携会議（地域部会等）を開催。	(1)医療的ケア児等支援部会 ・支援体制の検討会 (4月20日/6月15日/8月17日/10月19日/12月21日/2月15日) ・地域支援について (5月18日/7月20日/9月21日/11月16日/1月18日/3月21日) ・医療的ケアのある方の受け入れをしている事業所向け研修会 (12月5日) (2)行動障害を考える会 ・地域事例の検討 (7月19日/9月20日/11月15日) ・市内の入所施設等の現状把握 (5月19日/11月15日/1月16日) (3)あんしんケアセンターとの連携会議 ・地域部会36回（年6回×6区）開催。 ・多職種連携会議、地域ケア会議に参加。	・医療的ケアの実態調査では、結果をまとめるだけではなく、調査時に同意を得た方のうち、福祉につながっていない方にアウトリーチをし、医療的ケア児等コーディネーターの存在等を周知することができた。また、この取組により、基幹相談支援センターで把握している介護者の緊急時の対応が見込めない方についても把握することができた。 ・地域生活支援拠点等のチラシ配布や研修会の開催、動画を活用した啓発活動は、拠点等を学ぶ機会となっているだけではなく、登録している事業所同士の情報共有の場にもなっている。また、研修会に参加した未登録の事業所から登録の希望もあり、登録していない事業所に向けた啓発としても有効な活動となっている。
⑤地域の体制づくり	拠点コーディネーターを中心に地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	(1)地域生活支援拠点等の啓発を行う。 (2)地域自立支援協議会や拠点コーディネーター会議等において、地域の体制づくりを検討。 (3)拠点登録した相談支援事業所が地域体制強化共同支援加算を算定できる体制を整備。 (4)地域のニーズ把握のための調査の実施・検討。	(1)啓発活動 ・地域生活支援拠点登録事業所を集めての研修会 (7月28日) ・千葉市の地域生活支援拠点について考えよう (12月8日) ・千葉市地域生活支援拠点動画公開 https://cckikan.or.jp/kikan/202303.mp4 ・千葉市地域生活支援拠点メーリングリストを作成 (60事業所) ・拠点や登録事業所のリストを市ホームページへ掲載し周知。 ・計画相談支援事業所の相談員に介護者の緊急時の対応を考えたプランを依頼。また、一度もショートステイ等の利用がない方に体験利用やショートステイの利用を促すことを徹底。 (2)会議開催 ・地域自立支援協議会 全体会 : 1回 ・地域自立支援協議会 運営事務局会議 : 6回 ・地域自立支援協議会 地域部会 : 36回 ・拠点コーディネーター会議の開催 : 12回 (再掲) ・緊急受け入れについて、こども家庭支援課、保護課、福祉まるごとサポートセンター、チャンカンプロジェクトと協議。 (9月22日) (3)地域体制強化共同支援加算 : 0件算定 (4)実態調査の実施・検討 ・医療的ケアのある方の実態調査 ・行動障害のある方について、行動障害15点以上、18点以上の在宅者数、スコア分布把握。実態調査案の検討準備。 【拠点登録事業所数】 ・居宅介護 3事業所 ・重度訪問介護 3事業所	